ロ　設計基準事故（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ　重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

2・3　［略］

（使用前検査を要しない場合）

**第十七条**　法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画（法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、第五号及び第六号に掲げる場合とする。

一　発電用原子炉施設を試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　削除

三　発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（第一号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　［略］

六　法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する場合

2　前項第一号及び第三号の原子力規制委員会の承認は、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたときは、その効力を失う。

（試験使用の承認等の申請）

**第二十二条**　第十七条第一項第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可の年月日及び認可の番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五・六　［略］

2　［略］

（燃料体検査の申請）

**第二十三条**　法第四十三条の三の十二第一項の検査（以下「燃料体検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　［略］

2～4　［略］

ロ　設計基準事故（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ　重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

2・3　［略］

（使用前検査を要しない場合）

**第十七条**　法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　原子炉本体を試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合

三　発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　［略］

［号を加える。］

［項を加える。］

（試験使用の承認等の申請）

**第二十二条**　第十七条第一項第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五・六　［略］

2　［略］

（燃料体検査の申請）

**第二十三条**　法第四十三条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　［略］

2～4　［略］